

第3 平成28年度に適用された税率等に関する調

1 平成28年度に適用された税率等に関する調

1 平成28年度に適用された税率等に関する調

税目	課税標準	税率	納期	備考
県 民 税	1 個人 (1) 均等割	(1) 1,500円(2,000円)	賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて行うため、市町村民税の納期と同じ。	平成20～29年度については、「森林環境保全税」500円を加算した()内の額を税率とする。 平成26～35年度までの間、防災・減災施策の財源とするため、均等割額が500円引上げられている。
	(2) 所得割 (前年の所得)	(2) 一律 4 %		
	2 法人 (1) 均等割	(1) 資本金等の額が1000万円以下の法人、公益法人等 20,000円(21,000円) 資本金等の額が1000万円を越え1億円以下の法人 50,000円(52,500円) 資本金等の額が1億円を越え10億円以下の法人 130,000円(136,500円) 資本金等の額が10億円を越え50億円以下の法人 540,000円(567,000円) 資本金等の額が50億円を越える法人 800,000円(840,000円)	法人税の納期と同じ。ただし、収益事業を行わない法人等は4月30日(均等割)	平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度等については、「森林環境保全税」5%を加算した()内の額を税率とする。
	(2) 法人税割 法人税額	(2) 資本金若しくは出資金1億円超又は法人税額1,000万円超の法人 4.0%(5.8%) その他の法人 3.2%(5.0%)		平成26年9月30日以前に開始する事業年度については()内の税率とする。
	3 利子割 支払いを受けるべき利子等の額	5 %	毎月分を翌月10日まで	金融機関等が利子等の支払いの際、特別徴収する。
4 配当割 支払いを受けるべき特定配当等の額	5 %	毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内で受け入れる特定配当等については、翌年の1月10日まで)	株式会社等が特定配当等の支払いの際、特別徴収する。	
5 株式等譲渡所得割 支払いを受けるべき上場株式等の譲渡益の額	5 %	1年分を翌年の1月10日まで	証券会社等が上場株式等の譲渡益の支払いの際、特別徴収する。	
事業税	1 個人 (1) 第1種事業の所得 (2) 第2種事業の所得 (3) 第3種事業の所得 (4) 第3種事業のうちあん摩・はり・きゅう等の事業の所得	(1) 5% (2) 4% (3) 5% (4) 3%	第1期 8月1日から 8月31日まで 第2期 11月1日から 11月30日まで	課税標準となる所得から事業主控除として、年290万円を控除する。

税目	課税標準	税率	納期	備考
事業税	2 法人			
	(1) 付加価値割 付加価値額 (収益配分額(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料の合計額)と単年度損益との合計額)	(1) 付加価値額の 1.2% (0.72%)	確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内 中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	(1)、(2)は資本金1億円超の普通法人に適用。 平成28年3月31日以前に開始する事業年度については、()内の税率とする。
	(2) 資本割 資本金等の額	(2) 資本金等の額の 0.5% (0.3%)	清算法人 平成22年9月30日以前の解散 清算中に事業年度が終了した場合	
	(3) 所得割 所得又は清算所得	(3) 資本金が1億円以下の普通法人 年400万円以下の所得 3.4% 年400万円を超え 年800万円以下の所得 5.1% 年800万円を超える所得 及び清算所得 6.7% ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 6.7% 資本金が1億円超の普通法人 年400万円以下の所得 0.3% (1.6%) 年400万円を超え 年800万円以下の所得 0.5% (2.3%) 年800万円を超える所得 及び清算所得 0.7% (3.1%) ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 0.7% (3.1%) 特別法人 年400万円以下の所得 3.4% 年400万円を超える所得 及び清算所得 4.6% ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 4.6%	事業年度終了の日から2月以内 残余財産の一部を分配した場合 分配の日の前日まで 残余財産が確定した場合 残余財産確定の日から1月以内 (残余財産の最後の分配が行われる場合は、その行われる日の前日まで) 平成22年10月1日以後の解散 清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了の日から2月以内 残余財産が確定した場合 事業年度終了の日から1月以内 (残余財産の最後の分配が行われる場合は、その行われる日の前日まで)	平成20年10月1日以後に開始する事業年度については、法人事業税と併せて地方法人特別税(国税)を申告し、納める必要がある。 (税率) ・資本金1億円以下の普通法人 特別法人、公益法人等 法人事業税所得割額の 43.2% ・資本金1億円超の普通法人 法人事業税所得割額の414.2% (93.5%) ・電気・ガス供給業、保険業 法人事業税収入割額の 43.2%
(4) 収入割 収入金額	(4) 収入金額の 0.9%		(4)は電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人に適用	
業				
税				

税目	課税標準	税 率	納 期	備 考
地方消費税	国に納める消費税額	平成26年3月31日までに行われる資産の譲渡等 消費税(国税)額の 100分の25 平成26年4月1日以降に行われる資産の譲渡等 消費税(国税)額の 63分の17	消費税の納期と同じ	消費税と合わせて国に申告し納める。
不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格	4 % 【特例措置】 ①住宅 平成30年3月31日までに取得した場合 3 % ②土地 平成30年3月31日までの間に取得した場合 3 %	納税通知書に定める日	ア 一定の要件を満たす住宅を建築した場合は1戸につき1,200万円を価格から控除する。 イ 免税点 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円
県たばこ税	売渡し等に係る製造たばこの本数	旧3級品以外 1,000本につき860円 旧3級品 1,000本につき481円	毎月分を翌月末日まで	旧3級品銘柄 わかば エコー しんせい ゴールデンバット等
ゴルフ場利用税	(課税方式) 定額課税	1人1日につき 300円～1,200円	毎月分を翌月15日まで	

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	1 乗用車 (1) 営業用	1 (1) 年額(円) 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 7,500 8,600 2,000 4,000	5月1日 ～31日	賦課期日(4月1日)の翌日から翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、登録等の申請の際、証紙徴収の方法により徴収する。
	総排気量が 1リットル以下 " 1リットルを超え 1.5リットル以下 " 1.5リットルを超え 2リットル以下 " 2リットルを超え 2.5リットル以下 " 2.5リットルを超え 3リットル以下 " 3リットルを超え 3.5リットル以下 " 3.5リットルを超え 4リットル以下 " 4リットルを超え 4.5リットル以下 " 4.5リットルを超え 6リットル以下 " 6リットルを超えるもの	13,800 15,800 3,500 7,000 15,700 18,000 4,000 8,000 17,900 20,500 4,500 9,000 20,500 23,500 5,500 10,500 23,600 27,100 6,000 12,000 27,200 31,200 7,000 14,000 40,700 46,800 10,500 20,500		
	(2) 家用	(2) 年額(円) 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 29,500 33,900 7,500 15,000		電気自動車等 営業用 通 常 7,500円 最大軽課 2,000円 最小軽課 4,000円 家用 通 常 29,500円 最大軽課 7,500円 最小軽課 15,000円
	総排気量が 1リットル以下 " 1リットルを超え 1.5リットル以下 " 1.5リットルを超え 2リットル以下 " 2リットルを超え 2.5リットル以下 " 2.5リットルを超え 3リットル以下 " 3リットルを超え 3.5リットル以下 " 3.5リットルを超え 4リットル以下 " 4リットルを超え 4.5リットル以下 " 4.5リットルを超え 6リットル以下 " 6リットルを超えるもの	39,500 45,400 10,000 20,000 45,000 51,700 11,500 22,500 51,000 58,600 13,000 25,500 58,000 66,700 14,500 29,000 66,500 76,400 17,000 33,500 76,500 87,900 19,500 38,500 88,000 101,200 22,000 44,000 111,000 127,600 28,000 55,500		

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	2トラック (1) 営業用 ア 最大積載量が 1トン以下 " 1トンを超え 2トン以下 " 2トンを超え 3トン以下 " 3トンを超え 4トン以下 " 4トンを超え 5トン以下 " 5トンを超え 6トン以下 " 6トンを超え 7トン以下 " 7トンを超え 8トン以下 " 8トンを超えるもの	2 (1) 年額(円) ア 通常 重課 最大軽課 最小軽課 6,500 7,100 2,000 3,500 9,000 9,900 2,500 4,500 12,000 13,200 3,000 6,000 15,000 16,500 4,000 7,500 18,500 20,300 5,000 9,500 22,000 24,200 5,500 11,000 25,500 28,000 6,500 13,000 29,500 32,400 7,500 15,000 通常:29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額 重課:32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額 最大軽課:7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額 最小軽課:15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	5月1日 ~31日	総容積が1 ^{リットル} を超えるロータリーエンジンを備え乗車定員が4人以上のもの 通常 12,800円 重課 14,000円 最大軽課 3,500円 最小軽課 6,500円 小型自動車に属するけん引車 通常 7,500円 重課 8,200円 最大軽課 2,000円 最小軽課 4,000円 普通自動車に属するけん引車 通常 15,100円 重課 16,600円 最大軽課 4,000円 最小軽課 8,000円
	イ 総排気量が 1リットル以下 " 1リットルを超え 1.5リットル以下 " 1.5リットルを超えるもの	イ 上記自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、当該額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額とする 通常 重課 最大軽課 最小軽課 3,700 4,100 1,000 1,800 4,700 5,200 1,200 2,300 6,300 6,900 1,600 3,200	通常 重課 最大軽課 最小軽課 3,700 4,100 1,000 1,800 4,700 5,200 1,200 2,300 6,300 6,900 1,600 3,200	小型自動車に属する被けん引車 年額 3,900円 普通自動車に属する被けん引車 最大積載量が8トン以下のもの 年額 7,500円 最大積載量が8トンを超えるもの 年額7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算した額
電気自動車等 営業用				通常 10,200円 最大軽課 3,000円 最小軽課 5,500円

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車	(2) 自家用 ア 最大積載量が 1トン以下	(2) 年額(円) ア 通常 8,000 重課 8,800 最大軽課 2,000 最小軽課 4,000	5月1日 ～31日	総容積が1ℓ以下のロータリーエンジンを備えたもの 通常 14,300円 重課 15,700円 最大軽課 4,000円 最小軽課 7,500円
	” 1トンを超え 2トン以下	11,500 12,600 3,000 6,000		
	” 2トンを超え 3トン以下	16,000 17,600 4,000 8,000		
	” 3トンを超え 4トン以下	20,500 22,500 5,500 10,500		
	” 4トンを超え 5トン以下	25,500 28,000 6,500 13,000		
	” 5トンを超え 6トン以下	30,000 33,000 7,500 15,000		
	” 6トンを超え 7トン以下	35,000 38,500 9,000 17,500		
	” 7トンを超え 8トン以下	40,500 44,500 10,500 20,500		
	” 8トンを超えるもの	通常:40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額 重課:44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額 最大軽課:10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額 最小軽課:20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額		
	イ	イ 上記自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、当該額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加算した額とする		
自動車	総排気量が 1リットル以下	通常 5,200 重課 5,700 最大軽課 1,300 最小軽課 2,600	小型自動車に属するけん引車	
	” 1リットルを超え 1.5リットル以下	6,300 6,900 1,600 3,200	年額5,300円	
	” 1.5リットルを超えるもの	8,000 8,800 2,000 4,000	普通自動車に属する被けん引車 最大積載量が8トン以下のもの 年額10,200円 最大積載量が8トンを超えるもの 年額10,200円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	
税			電気自動車等 自家用 通常 13,200円 最大軽課 3,500円 最小軽課 7,000円	

税目	課税標準	税 率	納 期	備 考
自 動 車 税	3 バス (1) 営業用 ア 一般乗合用のもの 乗車定員が 30人以下	3 (1) 年額(円) ア 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 12,000 - 3,000 6,000	5月1日 ～31日	
	” 30人を超え 40人以下	14,500 - 4,000 7,500		
	” 40人を超え 50人以下	17,500 - 4,500 9,000		
	” 50人を超え 60人以下	20,000 - 5,000 10,000		
	” 60人を超え 70人以下	22,500 - 6,000 11,500		
	” 70人を超え 80人以下	25,500 - 6,500 13,000		
	” 80人を超える もの	29,000 - 7,500 14,500		
	イ 一般乗合用のもの 以外 乗車定員が 30人以下	イ 年額(円) 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 26,500 29,100 7,000 13,500		
	” 30人を超え 40人以下	32,000 35,200 8,000 16,000		
	” 40人を超え 50人以下	38,000 41,800 9,500 19,000		
” 50人を超え 60人以下	44,000 48,400 11,000 22,000			
” 60人を超え 70人以下	50,500 55,500 13,000 25,500			
” 70人を超え 80人以下	57,000 62,700 14,500 28,500			
” 80人を超える もの	64,000 70,400 16,000 32,000			
	(2) 自家用 ア (2)のイに掲げるもの 以外 乗車定員が 30人以下	(2) ア 年額(円) 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 33,000 36,300 8,500 16,500		
	” 30人を超え 40人以下	41,000 45,100 10,500 20,500		
	” 40人を超え 50人以下	49,000 53,900 12,500 24,500		
	” 50人を超え 60人以下	57,000 62,700 14,500 28,500		
	” 60人を超え 70人以下	65,500 72,000 16,500 33,000		
	” 70人を超え 80人以下	74,000 81,400 18,500 37,000		
	” 80人を超える もの	83,000 91,300 21,000 41,500		
	イ 学校教育法第1条に 規定する学校(国又 は地方公共団体が 設置するものを除く。)が所有し、かつ、専 らその学生、生徒、 児童又は幼児の通 学の用に用いるもの	イ (1)のイに掲げる額		

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車	4 特種用途自動車	4	5月1日 ～31日	
	(1) 営業用	(1) 年額(円)		
	ア 霊きゆう車 乗車定員が 3人以下	ア 通常重課 最大軽課 最小軽課 6,500 7,400 2,000 3,500		
	” 4人以上	12,000 13,800 3,000 6,000		
	イ その他 最大積載量の定め のないもの又は最 大積載量が1トン 以下のもの	イ 年額(円)		
	車両重量が 2トン以下	通常重課 最大軽課 最小軽課 6,500 7,100 2,000 3,500		
	” 2トンを超え 4トン以下	9,000 9,900 2,500 4,500		
	” 4トンを超え 6トン以下	12,000 13,200 3,000 6,000		
	” 6トンを超え 8トン以下	15,000 16,500 4,000 7,500		
	” 8トンを超え 10トン以下	18,500 20,300 5,000 9,500		
” 10トンを超え 12トン以下	22,000 24,200 5,500 11,000			
” 12トンを超え 14トン以下	25,500 28,000 6,500 13,000			
” 14トンを超え 16トン以下	29,500 32,400 7,500 15,000			
” 16トンを超えるもの	通常 :29,500円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その 額が48,300円を超えるときは48,300円) 重課 :32,400円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに5,100円を加算した額(その 額が52,800円を超えるときは52,800円) 最大軽課:7,500円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに1,200円を加算した額 (その額が12,300円を超えるときは12,300円) 最小軽課:15,000円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに2,400円を加算した額 (その額が24,600円を超えるときは24,600円)			
最大積載量が1トン を超えるもの	2の(1)に掲げる額 年額(円)			
三輪の小型自動車 に属するもの	通常重課 最大軽課 最小軽課 4,500 5,100 1,500 2,500			
税	(2) 自家用	(2)		
	ア 教習車 乗用車に類するもの トラックに類するもの バスに類するもの	ア 1の(2)に掲げる額 2の(2)に掲げる額 3の(2)のアに掲げる額		
	イ キャンピング・トレー 普通自動車に属す るもの 四輪以上の小型自 動車に属するもの	イ 年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 10,200 - - - 5,300 - - -		

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	ウ キャンピング車	ウ 年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 23,600 27,100 6,000 12,000	5月1日 ～31日	
	総排気量が 1リットル以下 " 1リットルを超え 1. 5リットル以下 " 1. 5リットルを超え 2リットル以下 " 2リットルを超え 2. 5リットル以下 " 2. 5リットルを超え 3リットル以下 " 3リットルを超え 3. 5リットル以下 " 3. 5リットルを超え 4リットル以下 " 4リットルを超え 4. 5リットル以下 " 4. 5リットルを超え 6リットル以下 " 6リットルを超えるもの エ その他 最大積載量の定め のないもの又は最 大積載量が1トン 以下のもの 車両重量が 2トン以下 " 2トンを超え 4トン以下 " 4トンを超え 6トン以下 " 6トンを超え 8トン以下 " 8トンを超え 10トン以下 " 10トンを超え 12トン以下 " 12トンを超え 14トン以下 " 14トンを超え 16トン以下 " 16トンを超えるもの 最大積載量が1トン を超えるもの 三輪の小型自動車 に属するもの	エ 年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 8,000 8,800 2,000 4,000 11,500 12,600 3,000 6,000 16,000 17,600 4,000 8,000 20,500 22,500 5,500 10,500 25,500 28,000 6,500 13,000 30,000 33,000 7,500 15,000 35,000 38,500 9,000 17,500 40,500 44,500 10,500 20,500 通常：40,500円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その 額が65,700円を超えるときは65,700円) 重課：44,500円に車両重量が16トンを超える部 分2トンまでごとに6,900円を加算した額(その 額が72,100円を超えるときは72,100円) 最大軽課：10,500円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに1,600円を加算した額 (その額が16,900円を超えるときは16,900円) 最小軽課：20,500円に車両重量が16トンを超え る部分 2トンまでごとに3,200円を加算した額 (その額が33,300円を超えるときは33,300円) 2の(2)に掲げる額 年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 6,000 6,900 1,500 3,000		

税目	課税標準	税 率	納 期	備 考
自動車税	5 三輪の小型自動車	5	5月1日	
	(1) 営業用	(1) 年額(円)	～31日	
	小型自動車に属するもの	通 常 重 課 最大軽課 最小軽課		
	三輪の小型自動車に属するけん引車	4,500 5,100 1,500 2,500		
	三輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900 4,400 1,000 2,000		
	三輪の小型自動車に属する被けん引車	3,900 - - -		
	(2) 自家用	(2) 年額(円)		
	小型自動車に属するもの	通 常 重 課 最大軽課 最小軽課		
	三輪の小型自動車に属するけん引車	6,000 6,900 1,500 3,000		
	三輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300 6,000 1,500 3,000		
三輪の小型自動車に属する被けん引車	5,300 - - -			
	※重課及び軽課については、グリーン化税制が適用された場合の税率である。			

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車取得税	<p>自動車の取得価格</p> <p>※バス事業者やタクシー事業者が導入するパリアフリー車両 (取得価格-1,000万円(又は650万円・200万円100万円))</p> <p>※ 先進安全自動車 (取得価格-525万円又は350万円)</p> <p>※ 中古車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種環境自動車 (取得価格-45万円) ・第二種環境自動車 (取得価格-30万円) ・第三種環境自動車 (取得価格-25万円) ・第四種環境自動車 (取得価格-15万円) ・第五種環境自動車 (取得価格-5万円) 	<p>自家用の自動車 …3%</p> <p>営業用の自動車 } …2%</p> <p>軽自動車 }</p> <p>※新車の場合(いわゆるエコカー減税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス性能の良い最新の燃費基準に適合する自動車 ・ 非課税、80%軽減、60%軽減、40%軽減、20%軽減のいずれか 	<p>1 新規登録又は使用の届出をすべき自動車の取得にあつては、その登録又は届出のとき</p> <p>2 移転登録をすべき自動車の取得にあつては、その登録をすべき事由があつた日から15日以内(その日前に移転登録を受けたときはその登録のとき)</p> <p>3 その他の自動車の取得にあつては、その取得の日から15日以内</p>	<p>自動車の取得価格が50万円以下の場合には課税されない。免税点の暫定措置 昭和49年4月1日～平成30年3月31日 自家用の自動車の取得に係る税率の特例(当分の間)</p> <p>いわゆるエコカー減税(時限的軽減措置) 平成24年4月1日～平成29年3月31日</p>
軽油引取税	<p>特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量</p>	<p>1キロリットルにつき 32,100 円</p>	<p>毎月分を翌月末日まで</p>	<p>税率の特例(当分の間)</p>
鉱区税	<p>鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積</p>	<p>1 砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに年額 200 円 採掘鉱区 面積100アールごとに年額 400 円</p> <p>2 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区 河床 延長1,000メートルごとに年額 600 円 河床でないもの 面積100アールごとに年額 200 円</p>	<p>5月20日～31日</p>	<p>石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは左記の2/3の税率</p>

税目	課税標準	税 率	納 期	備 考
狩 獵 税		1 第一種銃獵免許を受け る者で、2以外の者 16,500 円	狩獵者の登録を受けるとき	
		2 第一種銃獵免許を受け る者で、県民税の所得割 を納めなくてもよい者のう ち控除対象配偶者又は 扶養親族(農業等に從事 している者を除く。)以外 の者 11,000 円		
		3 網獵又はわな獵免許を 受ける者で、4以外の者 8,200 円		
		4 網獵又はわな獵免許を 受ける者で、県民税の所 得割を納めなくてもよい者 のうち控除対象配偶者又 は扶養親族(農業等に従 事している者を除く。)以 外の者 5,500 円		
		5 第二種銃獵免許を受け る者 5,500 円		
		6 過去1年以内に許可を受け て許可捕獲等を行った者が 狩獵者の登録を受けるとき。 1から5までのいずれか の税額の2分の1の額		
		7 過去1年以内に従事者として 許可捕獲等を行った者が 狩獵者の登録を受けるとき。 1から5までのいずれか の税額の2分の1の額		
		8 対象鳥獸捕獲員に係る 狩獵者の登録を受けるとき 非課税		
		9 認定鳥獸捕獲等事業者の 従事者に係る狩獵者の 登録を受けるとき 非課税		
産 処 分 廃 場 物 税	最終処分場に搬入される 産業廃棄物の重量	1トンにつき 1,000 円	4月末・7月末・ 10月末・1月末	
県 が 課 す る 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のう ち、その大規模償却資産が 所在する市町村が課するこ とができる固定資産税の課 税標準となるべき金額を超 える部分の金額	1.4 %	第1期 4月20日～30日 第2期 7月20日～31日 第3期 12月16日～25日 第4期 2月20日～末日	

延滞金 ・ 加算金	1 延滞金 ・ 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 ・ 納期限の翌日から1月を経過した日から納付日までの期間 【平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合】 上記の期間が、延滞金の計算期間となる場合は、年7.3%部分に限り、各年毎に次の計算式で算出した率が7.3%に満たない場合には、その年中適用する。 〔計算式〕 前年11月30日現在の商業手形の基準割引率(従来の「公定歩合」)+4.0% (小数点以下1位未満切り捨て) 【平成26年1月1日以降の特例基準割合】 年7.3%の部分に加え、年14.6%の部分にも特例が創設された。次の計算式で算出した率が7.3%または14.6%に満たない場合には、その年中適用する。 〔計算式〕 ・7.3%部分 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年特例基準割合(10月～前年9月における平均による割合+1%)+1% ・14.6%部分 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年特例基準割合(10月～前年9月における平均による割合+1%)+7.3%	納める税額の7.3% 14.6% 特例基準割合及び適用期間																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用期間</th> <th>7.3%部分に対応する特例基準割合</th> <th>14.6%部分に対応する特例基準割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年1月1日～平成13年12月31日</td> <td>4.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成14年1月1日～平成18年12月31日</td> <td>4.1%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成19年1月1日～平成19年12月31日</td> <td>4.4%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成20年1月1日～平成20年12月31日</td> <td>4.7%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成21年1月1日～平成21年12月31日</td> <td>4.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成22年1月1日～平成25年12月31日</td> <td>4.3%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成26年1月1日～平成26年12月31日</td> <td>2.9%</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>平成27年1月1日～平成27年12月31日</td> <td>2.8%</td> <td>9.1%</td> </tr> </tbody> </table>	適用期間	7.3%部分に対応する特例基準割合	14.6%部分に対応する特例基準割合	平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	—	平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	—	平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	—	平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	—	平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	—	平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	—	平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	平成27年1月1日～平成27年12月31日	2.8%	9.1%
	適用期間	7.3%部分に対応する特例基準割合	14.6%部分に対応する特例基準割合																										
	平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	—																										
	平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	—																										
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	—																											
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	—																											
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	—																											
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	—																											
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%																											
平成27年1月1日～平成27年12月31日	2.8%	9.1%																											
	増差税額の10%																												
	申告額(または50万円)を超える額の15%																												
	納める税額の15% 15% 5%																												
	増差税額の35% 40%																												